

生産緑地地区の削除・追加一覧表

資料 1 - 2

削除一覧表

生産緑地 地区番号	計画図 番 号	位 置	地 積	生産緑地法 指定種別		買 取 申 出			公共施設 転 用	その他
				新 法	旧 法	期間経過	死亡	故障		
No. 17	1/12	沢井3丁目地内	528.00 m ²	○			●			
			計 528.00 m ²							
No. 22	1/12	沢井2丁目地内	652.00 m ²	○		●				
			計 652.00 m ²							
No. 58	2/12	柚木町2丁目地内	1,094.00 m ²	○			●			
			519.00 m ²	○			●			
			計 1,613.00 m ²							
No. 158	8/12	今寺2丁目地内	161.00 m ²	○		●				
			計 161.00 m ²							
No. 165	8/12	藤橋2丁目地内	591.00 m ²	○			●			
			833.00 m ²	○			●			
			計 1,424.00 m ²							
No. 230	9/12	今井2丁目地内	991.00 m ²	○			●			
			計 991.00 m ²							
No. 262	3/12	二俣尾2丁目地内	766.00 m ²	○			●			
			674.00 m ²	○			●			
			44.00 m ²	○			●			
			計 1,484.00 m ²							
No. 286	3/12	梅郷6丁目地内	548.00 m ²	○		●				
			計 548.00 m ²							
No. 345	5/12	畑中2丁目地内	238.00 m ²	○			●			
			22.00 m ²	○			●			
			計 260.00 m ²							
No. 399	6/12	師岡町2丁目地内	363.00 m ²		○	●				
			358.00 m ²		○	●				
			194.00 m ²		○	●				
			13.00 m ²		○	●				
			計 928.00 m ²							
No. 510	11/12	新町5丁目地内	936.00 m ²	○			●			
			270.00 m ²	○			●			
			計 1,206.00 m ²							
No. 520	12/12	新町4丁目地内	827.00 m ²	○			●			
			計 827.00 m ²							
No. 528	10/12	藤橋3丁目地内	2,578.00 m ²	○			●			
			計 2,578.00 m ²							
No. 566	11/12	新町5丁目地内	901.00 m ²	○			●			
			計 901.00 m ²							
No. 568	11/12	新町5丁目地内	174.00 m ²	○			●			
			532.00 m ²	○			●			
			21.00 m ²	○			●			
			6.88 m ²	○			●			
			計 733.88 m ²							
No. 583	4/12	梅郷2丁目地内	339.00 m ²	○			●			
			計 339.00 m ²							
No. 711	12/12	新町3丁目地内	477.00 m ²	○			●			
			350.00 m ²	○			●			
			計 827.00 m ²							
No. 799	11/12	新町5丁目地内	430.00 m ²	○		●				
			計 430.00 m ²							
合計	—	—	—	17地区	1地区	5地区	13地区	0地区	0地区	

追加一覧表

生産緑地 地区番号	計画図 番号	位 置	地 積	指定区分		地目	備考
				農地	森林		
No. 281	4/12	梅郷4丁目地内	51.00 m ²	○		畑	※既指定No.281と一団を形成
			計 51.00 m ²				
No. 920	7/12	今井1丁目地内	382.00 m ²	○		畑	
			計 382.00 m ²				
合計	—	—	—	2地区	0地区	—	

< 参 考 >

- 期 間 経 過 … 生産緑地法第10条第1項に規定される申出基準日（指定告示の日から起算して30年を経過する日）の経過を理由に、買取り申出が行われたもの。
 なお、生産緑地法の一部を改定する法律（平成3年4月26日法律第39号）附則第2条（生産緑地に関する経過措置）により、旧生産緑地法による第1種生産緑地地区の適用を受けたものは、指定後10年を経過する日を申出基準日とする。
- 死 亡・故 障 … 生産緑地法第10条第2項に規定される当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者の死亡もしくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至ったため、買取り申出が行われたもの。
- 公 共 施 設 転 用 … 生産緑地法第8条第4項に規定される公共施設等の設置または管理に係る行為で、生産緑地を解除するもの。
- そ の 他 … 地区の一部が買取り申出等により生産緑地から解除され、残る生産緑地が指定要件を欠く（面積要件欠如）ことにより生産緑地として継続できなくなったもの。
 生産緑地地区は、生産緑地法第3条第1項第2号の規定により、500平方メートル以上の規模の区域を条件としているが、市では、生産緑地法第3条第2項の規定にもとづき、条例で、区域の規模の条件を300平方メートルとしている。